

論点③【28条②】公的活動への障害者の参画の拡大 (審議会委員への登用の促進等) についての意見

○石野 富志三郎委員

障害者の登用を考える際、その審議会等のバリアフリー化が如何にできるかというところが大きなポイントになる。

例えば障害者雇用の場合、「障害者枠」という大枠での雇用目標が設定されているが、国や各地方自治体が事業計画を決める場や審議会の場においては、そういった設定が現状ではなされていないため、法的な根拠がなくあくまでも「審議会主催団体の判断により」委員に障害者を加えるかどうか判断されている。

しかし、国から地域行政への登用促進の手段として、各通達や都道府県担当部長会議や課長会議の席上で「配慮」を依頼するだけであり、その登用が遅々として進んでいない実情を踏まえると、これらをより進めるためには、段階的であっても国や地方自治体の審議会等、外部有識者を含めての会議構成員に障害者参画の義務付けを明記することを考える必要がある。なお、障害者問題を扱う場合は、その会議構成員の過半数を障害当事者とすべきである。

会議構成員に障害者参画を義務付ける場合、具体的にどれほどの比率で構成員内に障害者を含めるかという問題が出てくるが、一般審議会の場合は、法定雇用率と同様の比率を目安とし、障害者問題や福祉サービスに関する審議会等、つまり、障害当事者が対象となる内容の場合は、各障害の代表委員を選出する形で構成する等の数字による根拠を示すこととし、その達成状況を常にモニタリングできることが重要である。

以上

○氏田 照子委員

【審議会委員への登用の促進等】

委員会や審議会等への障害者の参画については、国レベルのみでなく、全国の市区町村においても積極的な登用が必要であると考えます。

なお、積極的な登用をはかり参加拡大を実現するためには、障害当事者が参画する委員会や審議会等の事務局が、登用した委員に対してどれだけ事前の準備や配慮をしていくことが出来るかが鍵となります。

知的障害や発達障害のある委員には、毎回、委員会や審議会の事務局との議題の説明を含めた打ち合わせを事前にしっかりと行なっていくことが求められます。その上で事前に質問事項を整理することの支援が必要です。知的障害のある人は、考え答えを出すまでに時間がかかります。その時間をいかに保障していくかだと思います。また、発達障害の人の中には、蛍光灯が苦手、大勢の人が集まるざわざわした環境では話が聞き取れない、疲れやすい、椅子をひく音や机を動かす音が苦手など、感覚の過敏をもつ人がいますので、環境の調整も必要となります。

上記のプロセスを踏まえた上で、委員会や会議の際には、本人の意思表示のためのサポートが必要です。イエローカードの使用や通訳の活用、iPad等のICT機器の活用など考えられます。

どのような支援や配慮を必要としているか、当事者委員の意見や希望を聴き取り、事前の配慮や支援を準備する必要があります。

そのような支援が準備されないままただ登用されるだけでは、真の参画になりませんし、当事者が会議に参加しているというアリバイ作りにすぎなくなってしまうと思います。

○大胡田 誠委員

意見 1 国・地方を問わず、あらゆる審議会等の委員に障害者を積極的に登用すべきである

(理由)

現在、世界の情勢を受けて、わが国でも障害者政策がすすめられているが、障害者政策は、雇用・教育・医療・公的サービスなど多面にわたり、まさに社会の在り方そのものについての議論が必要なものである。換言すれば、「障害者政策を進める」というのは、生活の様々な場面において障害者の存在を前提とした議論・制度設計が行われることを要するものである。そして、障害者に関することについては、障害当事者を抜きにしては、何がより効果的で需要に沿ったものであるのかを決定することはできないのであるから、国・地方を問わず、あらゆる審議会などの委員に障害者が積極的に登用される必要がある。

意見 2 審議会等の委員に登用された障害者に対する情報提供について、全国統一のガイドラインを策定すべきである

(理由)

審議会委員等に障害者が登用された場合、その障害者に合わせた合理的配慮が必要となるが、情報保障に関しては、聴覚障害者に対する手話や要約筆記、視覚障害者に対する点字・録音資料の提供など、合理的配慮の内容についてある程度の一般化が可能である。そして、このような情報提供に対する合理的配慮がなされない場合には、障害者が積極的に議事に参加し、その職責を果たすことは不可能である。

そこで、いかなる障害に対し、どのような人的・物的配慮を行わなければならないかについて、ある程度一般化が可能な部分に関し、全国いずれの地方自治体でも一定水準が確保されるようガイドラインを設けるべきである。特に地方では、審議会等の事務局が障害者に対する合理的配慮について通じていることは多くない現状から、このようなガイドラインが全国統一に作成される必要がある。

このガイドラインの策定に当たっては、内閣府の障害者政策委員会で障

害を持つ委員に対して提供されている合理的配慮が一つの参考となるもの
と考える。

○大濱 眞委員

1. 国の公的な機関で、特に障害に関する部局などでは、専門官などとして、施策内容に関する相当の経験を有する障害当事者の雇用を義務づける。
また、障害者に関する具体的施策の策定においては、その施策に適切な障害当事者が政策決定に参画するよう配慮すべき。
2. また、国、都道府県、市町村の障害者に関する審議会や委員会においてはその構成員の半数を障害者委員が占め、その内1名に議長などの役割を充てること。同時に、構成員の選出にあたっては、実態に即した障害当事者を選定すること。特に重度障害者に関する課題が依然として取り残されている現状を十分に配慮すること。
また、地方における審議会等の委員の選任はかなり封建的な決め方で、当事者の参加できる機会は少なく、委員が公募制であっても公募の広報そのものが障害者団体の一部にしか知らされていないなどの問題がある。

《具体的には、例えば》

障害者自立支援法に基づく市町村自立支援協議会や都道府県自立支援協議会については、長時間介護が必要で、高度な支援ノウハウを必要とする重度障害者の地域移行（入所施設から、病院から、親元から）に従事している障害者個人あるいは障害者団体の当事者を、委員に登用すること。

改正後の障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の基本指針の策定で、「障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことについては、長時間の介護サービスを利用する障害者の自立支援を実施している障害者団体の当事者（同様の支援活動を障害者が個人で行なっている場合を含む）で、自らも長時間の介護サービスの利用者である重度障害者を、委員に登用すること。

よって、新しい障害者基本計画では、特に上記の

- ①公的機関での関係部局での障害者の採用
- ②障害者に関する委員会などにおいて、実態に即した議論ができる障害者当事者の参画を明記すべきである。

○菅 　いづみ委員

（公的活動への障害者の参画の拡大）

○国・地方自治体ともに審議会の資料は障害を持つ人にも理解できるような形態の物を作成する。

○パブリックコメントを求める場合の資料は障害を持つ人にも読みやすい形式の物を必ず作成する事を法的に定める。

○国や地方自治体は審議されている状況をいかに全ての国民に知らせるかという事を念頭において欲しい。

○後藤 芳一委員

1. 要請

障害者が「政策及び計画に係る意思決定過程に積極関与する機会を有すべき」（障害者権利条約 前文(o)）であり、「差別なしにかつ他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することのできる環境を積極的に促進」（権利条約第29条(b)）する必要があります。

2. 現状と課題

現状は、障害関係の審議会等のうちには、障害者の参加が増えているものがある一方、①それ以外の場では、当事者の参加がない、もしくは著しく限られる（例：幅広く障害に関わる場合でも、1つの障害種別の当事者が参加するにとどまっている）、②障害関係の審議会等においても同様の例があり、改善の余地を残しています。

3. 対応策

政策や計画を議論する場（例：審議会、委員会、評価委員会）に、障害者の参加を確保する必要があります。その際には、幅広い障害の種類を反映できる質・量の構成にする必要があると考えます。

○関口 明彦委員

あらゆる公的活動分野での必要に応じた障害者の参画が望ましいと考える。
そのこと自体がインクルージョンの証と担保になるからである。

○田中 正博委員

国の「審議会委員会」や各種会議への知的障害者の参加を進めるべきです。知的障害者の参画については、コミュニケーションに課題がある事を気にしつつ、当事者の貴重な意見が会議などの進行にあわせて提案され参加性と活動が保障される事柄として取扱われることが重要です。

気にすべき点としては、

- ①「会議での文章・資料にルビを打つなど」わかりやすさを心がける。
 - ②発言の際には「ゆっくり話す」「本人がわかっているか」を気にかける。
- などです。会議で交わされる言葉が本人に理解されているかの確認は、当事者の存在を認め「参加」と「活動」の保障を具体化する事として重要です。

会議を進める条件では、参加する者への支援者の確保が必要です。その際の支援者の役割の確認は必須です。

- ①会議前の資料の読み込みなど事前の支援
- ②会議中の参加性（発言・質問の機会の保障）の確保への支援、
- ③会議後の理解の確認への支援

支援を行う時は、あくまでも本人の意向を尊重して支援する側の価値観で進めないこと、また支援者を選べることも重要となります。そのため会議での支援者を養成し、派遣する仕組みについても検討が必要と考えています。

○中西 由起子委員

障害者に関するあらゆる審議会に、さまざまな障害者が委員として参加できるように保障する。

- 1 市町村、都道府県、国の委員会、審議会、ヒアリング等あらゆる機会においての、精神や知的障害者の発言の制限や参加拒否の禁止。
 - 知的障害者と精神障害者の参加を求めるために、会議には必ず本人の希望する支援者の同行を認める。
 - 会議の前には必ず事前に会議の内容について主催者側は支援者を同行しての説明会を開催し、障害者が会議の内容と発言を求められる内容と時間帯などの説明を受け、支援者と発言内容についての事前のペーパー作りが行える配慮を行う。
 - 会議中においては、知的障害者が理解できない発言があった場合にイエローカードを表示してもらって会議を中断しその内容について発言者または会議主催者からわかりやすい言葉での説明を行い。理解ができた時点で会議を先に進めるよう、会議の進行にあたってのルールを作成する。
 - 会議終了後には当日の会議の内容について支援者と会議主催者等をいれて会議での各人の発言内容について要訳的説明を行い、当日の会議内容が十分にできるよう情報保証を行う。
- 2 公的活動を行う際に、必要な情報が準備できるような配慮の提供。
 - 審議会等の会議主催者は、次回の会議についてわかりやすい説明が必要な障害者に事前に会議内容を説明し、次回会議の事前ミーティングまでに意見をまとめておいてもらうように伝える。
 - 国会審議やその中継の際に、手話・字幕・点字等の媒体で、障害者に内容がわかるように配慮する。